

大阪市港区広報媒体への掲載基準に関する要綱

令和8年7月1日 制定

第1条 目的

この要綱は、港区役所1階の区民情報コーナー等への配架（チラシ・ポスター・パンフレット等）、ロビー及び区民ギャラリー内の行政モニターによる放映、並びに港区広報紙「広報みなと」への記事掲載（以下、これらを総称して「広報媒体」という。）にあたり、区民生活への関連性や関心の高い情報を適切に提供することを目的とし、その掲載基準を定める。

第2条 掲載対象情報

広報媒体に掲載する情報は、次の各号に掲げるものとする。

（1）区政・市政情報

- ア 区または市の施策、事業及びその成果等
- イ 区または市が主催・共催する行事・事業、募集等のお知らせ
- ウ 区が参画する実行委員会等が主催・共催する行事・事業、募集等のお知らせ
- エ 区または市が委託する事業等
- オ 区または市との協定に基づき実施される事業等

（2）指定管理者制度等による情報

指定管理者が行う公の施設の管理運営に関する情報及び設置目的に沿った自主事業に関する情報は、区政情報に準ずるものとする。ただし、指定管理者の純然たる営利事業や、当該団体の広報宣伝を主目的とする情報は掲載しない。

（3）国及び地方公共団体等の情報

国、大阪府、その他の公共機関が行う事業等の情報は、区政情報に準ずるものとする。

（4）公共的団体等の活動情報

地域団体、NPO法人、ボランティアグループ、企業等が行う活動等のうち区または市が協力又は後援する事業等の情報（名義使用承認を得たもの）

（5）独立行政法人等の情報

地方独立行政法人等が行う事業等の情報は、区政情報に準ずるものとする。

（6）外郭団体等の情報

- ア 大阪市が出資等を行う外郭団体等が行う事業等の情報は、区政情報に準ずるものとする。
- イ 外郭団体等が公の施設の指定管理者となっている場合は、第2号の規定を適用する。

（7）その他

前各号に掲げるもののほか、区長が特に必要と認めるもの

第3条 掲載できない情報

次の各号のいずれかに該当する情報は、掲載することができない。

- (1) 法令等に違反するもの、又は公序良俗に反するおそれがあるもの
- (2) 政治的活動、宗教的活動又は営利を目的とするもの
- (3) 個人の主義・主張を目的とする内容が含まれるもの
- (4) 特定の個人又は団体を誹謗・中傷し、若しくは名誉を傷つけるおそれがあるもの
- (5) 特定の個人、団体、企業等の宣伝を主目的とするもの
- (6) 人権侵害、差別、又はプライバシーの侵害につながるおそれがあるもの
- (7) 主たる対象者が大阪市港区民でないもの（広域的な情報を除く）
- (8) 内容及び問合せ先（連絡先）が不明確なもの
- (9) 同一年度内に既に同一内容の掲載実績があり、再掲載の特段の理由がないもの
- (10) その他、区長が広報媒体に掲載することが適当でないと認めるもの

第4条 掲載の優先順位

広報媒体の容量等の制約により全ての情報を掲載できない場合は、第2条に掲げる項目の順序に基づき優先順位を決定するものとする。ただし、緊急性又は公共性の高い情報については、この限りではない。

附 則

この要綱は、令和8年7月1日から施行する。